



HELLO, NEW CITY.

～ 新しいまちの暮らし
スーパースマートシティ うつのみや 始動 ～

資料 1

太陽光発電施設の適正な設置・運営に向けた 本市の対応について

○趣旨 太陽光発電施設の適正な設置・運営に向け、新たに条例を制定しようとしていることから、その条例内容について審議するもの

○目次

1. 太陽光発電施設の現状・課題
2. 本市の対応
3. 条例の概要

1. 太陽光発電施設の現状・課題

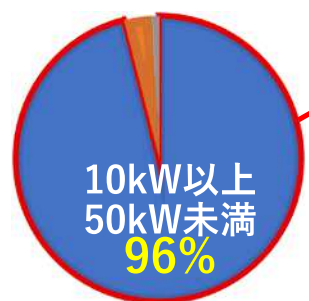
(1) 太陽光発電施設の導入状況

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きが加速し、**今後も太陽光発電導入が見込まれる。**
- 近年は、FIT買取価格の低下やFIT制度の厳格化等を背景として、非FIT太陽光への置き換えが進んでおり、今後も**再エネ特措法の適用を受けない非FIT太陽光の設置の増加**が見込まれる（表1）
- 本市においては、**10kW以上50kW未満の小規模施設**が多くを占める（図1）

【表1：県指導指針に基づく事業概要書受付状況（50kW以上）】

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (R6.9末時点)
FIT（件）	4	3	5	1	8	0	0
非FIT（件）	0	0	0	0	3	6	8

【図1：発電出力別の設置件数割合】



96%（365/380件）

※ 平成28年度以降、本市に新規導入されたFIT認定地上設置型太陽光発電施設の件数

(2) 国ガイドラインの運用

- 国が、平成28年度に再エネ特措法や規則に基づき**FIT施設を対象**とし、遵守が求められる事項等を定めた「事業計画策定ガイドライン」を策定
- 本市は、適正な事業実施に向け事業者へ指導・助言

(3) 県指導指針の運用

- 本市では、平成30年度から国ガイドラインを補完する「栃木県太陽光発電施設の設置・運営等に関する指導指針」の運用開始
- 発電出力**50kW以上**の太陽光発電施設（屋根面を除く）を対象とし、事前相談で「**立地を避けるべきエリア**」等の説明や**住民説明会の指導**などを行い、事業計画段階で**事業概要書**を受付

【課題】

国ガイドラインや県指導指針により適正な事業実施を図っているが、今後、それらの対象とならない**非FIT太陽光や50kW未満の小規模施設への対応が必要**

1. 太陽光発電施設の現状・課題

(1) 全国での災害・地域トラブル

- 全国では，土砂災害，自然環境（森林伐採等），景観（開発場所の景観悪化への懸念等），生活環境（反射，騒音等），住民への説明不足など地域トラブル等が発生
- また，県内の太陽光発電施設において，送電用ケーブルの盗難事件や，それに伴う火災被害も発生

【参考：本市に寄せられた相談等の事例】

- R4：5件（住民説明の要求，工事の騒音・振動，除草剤散布による農作物への被害 等）
R5：7件（水路への土砂流出，工事の騒音 等）
R6：5件（施設内での小火，柵・標識不設置，雑草の繁茂）

(2) 太陽光パネル等の廃棄について

- 発電事業終了後，太陽光パネル等の放置・不法投棄の懸念
- 不適切処理による有害物質流出の懸念
- FIT制度では，廃棄費用等積立が義務化（R4～）
ただし，非FITは適用外

【課題】

全国で発生しているような災害・地域トラブルへの対応，防犯対策，非FITパネルの適正廃棄への対応が必要

2. 本市の対応

【対応の方向性】

今後の環境変化を捉え、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図るためには、
本市の特性に合わせた指導等の対象や基準を設定するとともに、
不適正な発電事業にも対応できるよう、より実効性の高い手法を選択する必要がある。

- 再エネ特措法等が適用されない非FITや50kW未満の小規模施設に対応
- 災害防止、自然環境・景観保全等のため、必要な区域において土地利用の権利を制限
- 事前説明会等の実施や適正な維持管理、廃棄の遵守等の義務付け
- 指導の実効性を高めるため、行政処分を規定

これらを規定することができる『**条例**』で対応

【条例の方向性】

- (1) 目的
 - ・ 太陽光発電施設の適正な設置に関する規定を設けることにより、宇都宮市の財産（環境、安全、景観、文化）を守りつつ、地域と調和した太陽光発電事業の推進を図る。
- (2) 期待される効果
 - ・ 事業者による太陽光発電施設の適正な設置・運営のため、必要な手続きや基準、責務等を定めることにより、災害の未然防止や、自然環境・生活環境・景観等の保全、地域住民との良好な関係構築等が図られる。
 - ・ 不適正な発電事業を実施する事業者に対するより効果的な指導等を可能とするため、立入検査や、勧告、措置命令などを盛り込むことで、事業者による適正な事業実施が促進される。

3. 条例の概要

① 太陽光発電施設全般への対応強化

- ・ 県指導指針や国ガイドライン等で対象とされていない発電施設を含め網羅的に対応するため、FIT制度の認定に関わらず **10kW以上の太陽光発電施設を対象（ただし建築物に設置するものを除く。）** とする。
- ※ 電気事業法により、10kW未満は一般用電気工作物（一般家庭用）に区分される。

② 災害や自然環境、景観等への影響が懸念される区域での事業の適正化

- ・ 周辺環境へ特に配慮が必要な区域を **「保全区域」** に指定し、保全区域内で行う事業については、適正な設置に向けた指導等を効果的に行うため、 **許可制** とする。
- ・ 「関係法令上で原則設置不可の区域※」と「保全区域」を除く区域については **届出制** とする。
- ※ 原則設置不可の区域については条例上で禁止区域等の指定はしない。

③ 地域住民との良好な関係の構築

- ・ 地域住民との良好な関係構築のため、事前の **住民説明を義務化** し、具体的な説明範囲・説明項目・開催方法等を明確化する。
- ・ 地域住民が事業計画について意見を述べることのできる機会を確保する。

3. 条例の概要

④ 事業開始後の発電施設の適正な維持管理

- ・適正な維持管理のため、事業者に対し、運転開始前の維持管理計画作成及び計画に基づく維持管理を義務付ける。
- ・災害・事故等による被害防止のための措置を講ずることを義務付ける。
- ・事故や災害等に備えるため、損害賠償責任保険、火災・地震保険への加入、防犯対策を求める（努力義務）。

⑤ 事業終了後の発電施設の適正な廃棄等

- ・発電施設の速やかな撤去、廃棄物の適正な処理、撤去後の土地について環境保全等の観点から必要な措置を講ずることを義務付ける。
- ・適正な廃棄やリサイクルのため、廃棄等に向けた費用の確保を求める（努力義務）。

⑥ 関係法令等の遵守の確保

- ・必要な許認可の確認や関係課との連携強化のため、事前協議制を設ける。

⑦ 適正な義務履行の確保

- ・事業者に対するより効果的な指導等を可能とするため、報告徴収及び立入検査、勧告、措置命令、公表などを盛り込む。

※ 条例案については、別紙 1 参照

3. 条例の概要 「許可・届出の概要」

項目	保全区域内 (許可制)	保全区域外 (届出制)
対象事業	10kW以上 (FIT/非FITを問わない)	
事前協議	有	無
住民説明	説明会 ・説明対象範囲・開催手法・説明事項を規定 ・説明会実施計画書, 実施報告書等の提出	説明会 (50kW未満はポスティングも可)
設置基準	許可基準※ 及び 関係法令基準に基づく設置	関係法令等基準に基づく設置
手数料	有	無
維持管理	・維持管理等計画書の作成及び計画に基づく維持管理の実施 ・ 災害・事故等による被害防止のための措置 ・損害賠償責任保険, 火災・地震保険への加入, 防犯対策の措置(努力義務)	
適正廃棄	・ 発電施設の速やかな撤去, 廃棄物の適正処理, 撤去後の土地について環境保全等の観点から必要な措置 ・適正な廃棄・リサイクルに向けた費用確保 (努力義務)	
指導・処分	指導・助言, 報告徴収・立入検査, 勧告, 措置命令, 公表, 許可取消	指導・助言, 報告徴収・立入検査, 勧告, 措置命令, 公表 ※ 許可基準は対象外

※ 主な許可基準 (規則で定める)

＜安全・防災＞

- ・雨水等を排除できるよう必要な排水施設が設置されていること

＜自然環境＞

- ・鳥獣保護区を含む場合は, 鳥獣を保護すべき措置が十分に採られていること

＜景 観＞

- ・設備の高さ, 形状, 色彩等が周囲と調和したものであること

＜文 化＞

- ・文化財や景観等を保護する措置が講じられていること

＜生活環境＞

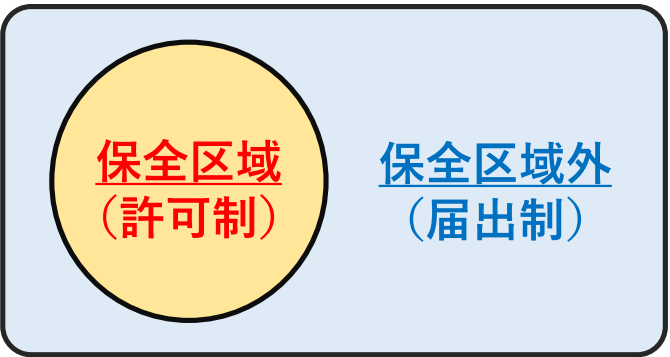
- ・騒音により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう必要な措置が講じられていること
- ・低反射の太陽光パネルの設置, 反射を軽減する措置を講じられていること

3. 条例の概要 「保全区域について」

【基本的な考え方】

事業者による適正な太陽光発電事業の推進と **安全性の確保や地域との調和** を目指し、
防災・自然環境・景観等の観点から各種法令等で定められている区域に加え、
現在の設置状況を踏まえ、施設設置に配慮が必要な区域として市街化調整区域を保全区域に設定する。

【区域設定】



※ 関係法令上で原則設置不可の区域については、条例上で禁止区域等の指定はしない。
(例：河川区域，農用地区域 等)

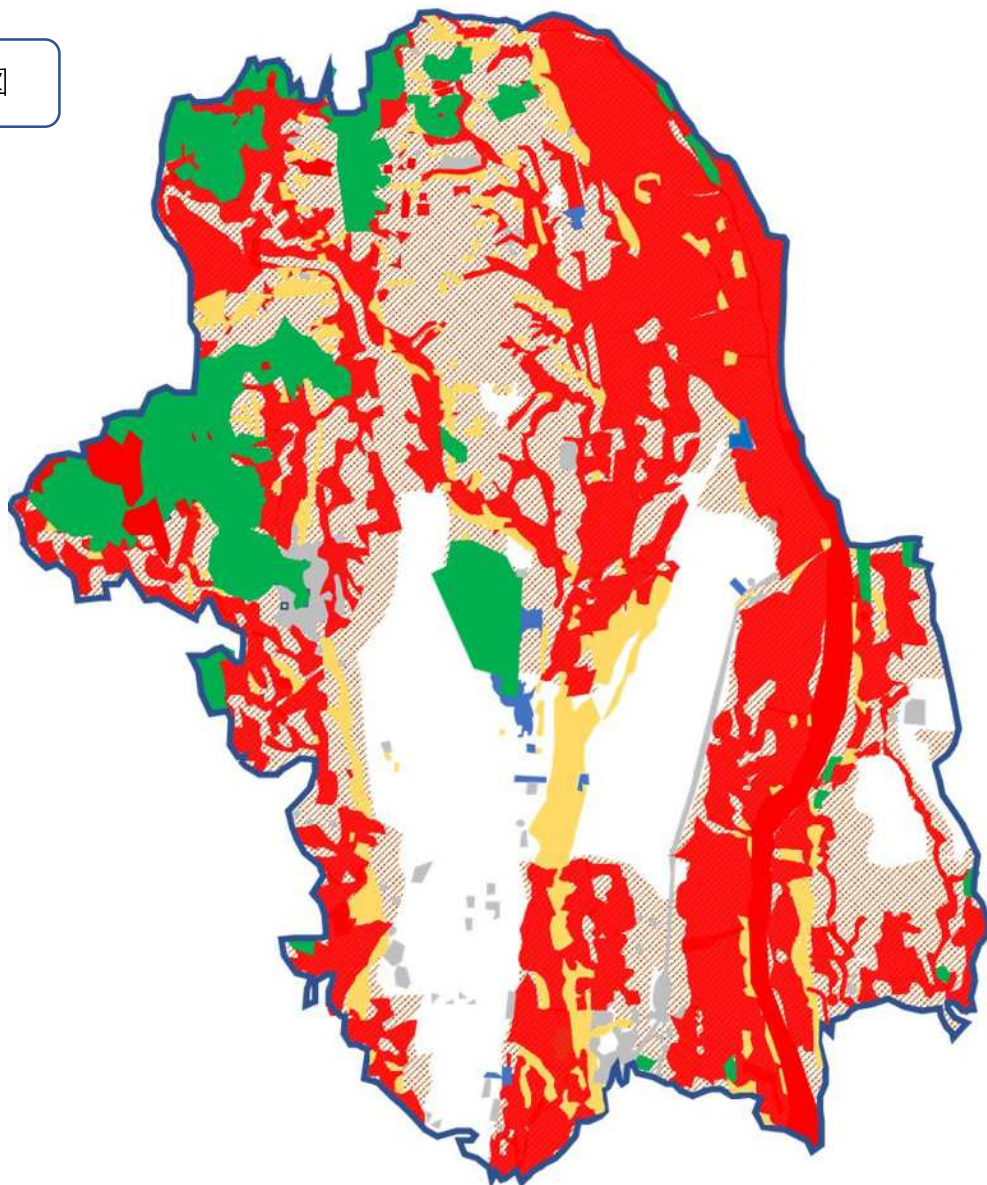
【保全区域】 ※ 保全区域は規則で定める

県指導指針の「立地を避けるべきエリア」「立地に慎重な検討を要するエリア」、関係法令等，行政計画，発電施設の設置の実態等を踏まえ設定

安全 防災	河川保全区域
	土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域
	砂防指定地，急傾斜地崩壊危険区域
	洪水浸水想定区域
自然 環境	自然環境保全地域(特別地区)
	緑地環境保全地域
	県立自然公園(第2種特別地域，普通地域)
	地域森林計画対象民有林(保安林・保安施設地区以外)
景観	鳥獣保護区
	風致地区
	景観形成重点地区，景観形成推進地区
文化財	埋蔵文化財包蔵地，重要文化的景観
+	
市街化調整区域	

3. 条例の概要 「保全区域について」

設置不可，保全区域図



凡例

- 1 設置不可の区域 
〔河川区域，農用地区域，保安林，重要文化財・史跡・名勝等〕
注）関係法令により設置不可
- 2 保全区域（要・許可申請）
 - ① 安全・防災の区域 
河川保全区域，土砂災害警戒区域，土砂災害特別警戒区域，砂防指定地，急傾斜地崩壊危険区域，洪水浸水想定区域
 - ② 自然環境の区域 
自然環境保全地域（特別地区），緑地環境保全地域，県立自然公園（第2種特別地域，普通地域），地域森林計画対象民有林（保安林・保安施設地区以外），鳥獣保護区
 - ③ 景観の区域 
風致地区，景観形成重点地区，景観形成推進地区
 - ④ 文化財の区域 
埋蔵文化財包蔵地，重要文化的景観
 - ⑤ 市街化調整区域 

[備考]

区域が狭小で，地図上で点や細い線になるものなどは非表示